



令和5年10月25日

愛知県教育委員会教育長 殿

高等学校入学者選抜の廃止を求める請願

住 所 [REDACTED]
(団体名) 高校入試の廃止を求める会 愛知県支部
氏 名 高橋 裕太
電話番号 [REDACTED]

1 請願の趣旨

高等学校入学者選抜は、次のとおり、不必要かつ有害な制度であるから、これを廃止すべきである。

(1) 高等学校は足りていること

現在、高等学校への進学率は97%を超えていることから、中学校新規卒業生に対して高等学校が十分に足りていることは明らかである。

また、文部科学省「学校基本調査」によれば、令和4年度において、高等学校(通信制を除く。以下この段落及び次の段落において同じ。)本科の入学定員は合計約112万人であったのに対し、中学校卒業生は合計約107万人、高等学校入学者は合計約100万人であった。すなわち、高等学校の入学定員は、中学校卒業生に対しては約5万人、高等学校入学者に対しては約12万人もそれぞれ余っており、十分に足りていることが分かる。

さらに、高等学校の一学校当たり生徒数は、平成元年度には約1,024人であったが、令和4年度には約613人となり、また、高等学校の本務教員一人当たり生徒数は、平成元年度には約20人であったが、令和4年度には約

13人となったことから、高等学校の設備及び教職員についても十分に足りていることが伺える。

(2) 高等学校入学者選抜は、生徒、保護者及び教員に対する重い負担となっていること

ア 中学校の生徒に対する負担

中学校の生徒は、高等学校入学者選抜における学力検査の対策のために、厳しい受検勉強をしなければならない。また、生徒は、入学者選抜において資料として用いられる調査書の対策のために、高い評定を得られるよう各教科の授業、課題、定期試験等において頑張らなければならないのはもとより、生徒会活動、部活動、ボランティア活動、学校行事等の特別活動にも力を入れなければならない。高等学校への進学率が97%を超えている現在においては、高等学校入学者選抜は、ほぼ全ての生徒に対する負担である。

イ 保護者に対する負担

中学校の生徒の保護者の多くは、高等学校入学者選抜の対策のために、子を塾、予備校等に通わせている。ベネッセ教育総合研究所「学校外教育活動に関する調査2017」によれば、中学校第3学年の生徒の学校外教室教育活動の活動率は62.1%で、また、中学校第3学年の生徒の保護者が1か月で学校外教室教育活動に対して支出する費用は平均17,500円であり、これらは小学校、中学校及び高等学校の全学年の中で最大である。これは、高等学校入学者選抜の存在が原因であると考えられる。

ウ 教員に対する負担

中学校教員は、高等学校入学者選抜の対策のために、進路指導業務をしなければならない。文部科学省「教員勤務実態調査(平成28年度)」(以下「実態調査」という。)によれば、中学校において進路指導主任の勤務時間が長い傾向があることから、進路指導業務は中学校教員の長時間労働の一因であると考えられる。そして、中学校教員は、高等学校入学者選抜のために、調査

書を作成しなければならず、調査書のために成績等の記録を作成しなければならない。実態調査によれば、中学校教諭の平日学内勤務時間は平均11時間32分で、そのうち成績処理の業務時間が平均38分であり、授業、授業準備、集団生徒指導及び部活動に次いで長い。また、実態調査によれば、土日学内勤務時間は平均3時間22分で、そのうち成績処理の業務時間が平均13分であり、部活動に次いで長い。これらのことから、調査書のための成績処理は、中学校教員の長時間労働の一因であると考えられる。

高等学校教員は、高等学校入学者選抜の実施のために、学力検査問題の作成、学力検査の監督及び採点、合格者決定等の入学者選抜業務をしなければならない。

(3) 高等学校入学者選抜は我が国の教育及び社会に弊害をもたらしていること

ア 中学校教育にもたらす弊害

(ア) 高等学校入学者選抜は、中学校教育を、入学者選抜対策のための画一的かつ競争的な教育に変容させている。これにより、個々の生徒のニーズに適合する個別最適な教育や、生徒が主体的かつ対話的に学ぶ教育などを中学校において行うことを難しくしている。

(イ) 高等学校入学者選抜は、調査書を通じて生徒の生活を隅々まで評価し、生徒が自由に伸び伸びと生活を送ることを妨げている。東京大学の中村高康教授らの調査によれば、中学校第3学年の生徒の約8割が1学期から調査書を意識して学校生活を送っている。

(ウ) 高等学校入学者選抜は、生徒に重い負担を課し、また、生徒を一方的に評価して優劣を付けることにより、子どもや若者の幸福度や自己肯定感を低下させ、また、子どもの自殺の一因となっていると考えられる。ユニセフによれば、我が国の子どもの精神的幸福度は38か国中37位であり、また、内閣府「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査（平成30年度）」によれば、我が国の若者は、「自分自身に満足している」者の比率が

7か国中最下位である（下記（4）のとおり、我が国を除くほとんどの先進国では高等学校入学者選抜は一般的ではない。）。また、警察庁「自殺統計」によれば、令和4年における中学生の自殺の原因としては「学業問題」が最も多く、そのうち「進路に関する悩み」、「学業不振」及び「入試に関する悩み」が上位3位を占めている。

イ 高等学校教育にもたらす弊害

高等学校入学者選抜により、一部の生徒が、自らのやりたいことができる学校、居住地の近くにある学校などといった自分の入学したい学校に入学することができず、かつ、入学を望まない学校に不本意ながら入学している。これにより、当該生徒が学習意欲を低下させたり、長距離通学を強いられたりするなどして、ひいては、不登校や中途退学にもつながっている。

そして、高等学校入学者選抜は、高等学校を入学難易度によって序列化している。これにより、出身高等学校に基づく差別及び偏見が発生し、また、高等学校の生徒に、歪んだエリート意識又は劣等感を根付かせている。

さらに、高等学校入学者選抜は、似たような生徒を同じ高等学校に集めることにより、各高等学校内の多様性を低下させている。

ウ 社会にもたらす弊害

上記（2）イのとおり、入学者選抜の対策のために多くの保護者が子を塾、予備校等に通わせており、子育て世帯の負担となっている。

（4）高等学校入学者選抜は日本にしかない制度であること

高等学校入学者選抜は、日本以外の先進国では一般的ではない。主要国における事例を掲げると次のとおりである。

ア アメリカ合衆国、カナダ等においては、多くの高等学校は学区制のため、高等学校入学者選抜は一般的ではない。

イ ドイツ連邦共和国、フランス共和国、英国等のヨーロッパ諸国においても、高等学校入学者選抜は一般的ではない。ただし、普通教育、職業教育等の

中等教育のコースを決定する試験や、卒業・修了試験がある場合があるが、これらは日本の高等学校入学者選抜のように学校別に実施されるものではない。

ウ 大韓民国においては、「平準化政策」と呼ばれる政策が施行され、多くの高等学校において入学者選抜が廃止されたため、高等学校入学者選抜は一般的ではない。

(5) 高等学校入学者選抜は時代にそぐわない制度であること

高等学校入学者選抜は、高等学校への進学率及び高等学校の生徒数が急増した時代に、それに対応するために作られた制度であり、現在では全く不必要な制度である。戦後に学制改革が行われ、新制高等学校が誕生した当初は、高等学校は志望者全員入学が理想であり、入学者選抜は定員超過の場合に例外的に行うものとされた（昭和23年2月4日付け発学52号）。ところが、高等学校への進学率は、昭和25年には42.5%であったが、昭和40年には70%、昭和45年には80%、昭和49年には90%にと急上昇した。また、高等学校の生徒数は、昭和25年には約193万人であったが、昭和40年には約507万人に急増した。このように高等学校への需要が急激に増大する中で、高等学校が不足したため、原則と例外が逆転し、全ての高等学校において入学者選抜を実施することとなった。しかし、進学率が100%近くになり、かつ、少子化によって生徒数が減少している現在においては、高等学校入学者選抜は不必要であり、今こそ、志望者全員入学という新制高等学校の理想を実現すべきである。

2 請願項目

(1) 愛知県立高等学校（以下「県立高等学校」という。）の入学者選抜を廃止すること。

(2) 各県立高等学校の校長は、貴委員会が定める一定の期間（以下「出願期間」

という。)において当該高等学校の入学を志願した者(学校教育法第57条に規定する者又は入学の時までに当該者となる者に限る。)(以下「志願者」という。)の全員に対して、入学を許可すること。ただし、志願者数が当該高等学校の入学定員を著しく上回るときは、入学を許可される者を志願者の中から抽選により決定することができることとすること。なお、志願することができる高等学校の数は、1人につき1校とすること。

(3) 上記(2)の志願については、デジタル技術を用いることなどにより、出願期間において、各高等学校に係る志願者数をリアルタイムで把握すること及び回数制限なく志願変更をすることができるようにすること。

(4) 上記(2)ただし書の抽選に落選し入学を許可されなかった志願者は、上記(2)で入学を許可された者の数に対する入学定員の余剰がある県立高等学校に対し、上記(2)に準じて再志願をすることができることとすること。また、各県立高等学校の校長は、当該高等学校に対して再志願をした者(以下「再志願者」という。)の全員に入学を許可すること。ただし、上記(2)で当該高等学校の入学を許可された者の数に再志願者数を加えて得た数が当該高等学校の入学定員を著しく上回るときは、入学を許可される者を再志願者の中から抽選により決定することができることとすること。

(5) 愛知県内の中学校の生徒に対して進路希望調査を行うなどして生徒の志願動向を把握し、志願者が多くなることが見込まれる学校の入学定員を増員するなど、志願動向を反映させて各県立高等学校の入学定員を定め、また、それらの入学定員に応じて各県立高等学校の設備等の整備及び教職員の配置を行うことにより、各県立高等学校において志願者数に対する入学定員の不足をできる限り生じさせないようにすること。

(6) 入学定員は、入学させてもよい最大の人数を定めたものであって、入学させなければならない人数を定めたものではないことに留意して、定員割れとなることを恐れず、過小なものとならないように各県立高等学校の入学定員を定め

ること。

- (7) 県立高等学校以外の高等学校についても、その設置者に対して上記(1)ないし(6)に準ずる措置を行うことを要請すること。
- (8) 高等学校の入学は、調査書、学力検査の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて許可することを規定する学校教育法施行規則第90条を、上記(1)ないし(4)に相当する規定に改正することを文部科学大臣に要請すること。なお、同条第2項及び第3項の規定により、学力検査を行わないこと及び調査書を資料としないことができるため、上記(1)ないし(4)は同条の規定が存置されたままでも実施することができる。